

「三重の伝統工芸品」魅力発信ツール制作 業務仕様書

1 委託業務名

「三重の伝統工芸品」魅力発信ツール制作業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

三重県には、豊かな自然や歴史文化に育まれてきた伝統工芸品が多数ある。脈々と受け継がれてきた匠の技と美しさが光る「三重の伝統工芸品」のパンフレット等 PR ツールを制作することにより、県内はもとより県外や海外に向けて、その魅力を発信し、さらなる認知度の向上と伝統産業の振興を図る。

4 契約期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

5 委託業務の内容

- ・三重の伝統産業の魅力を PR するための制作物を作成すること
- ・作成にあたっては、製造現場等を訪問し写真撮影や取材を行うこと
- ・なお、制作物のデザイン、タイトル、レイアウト構成、書体については任意とするが、下記のコンセプト等に留意のうえ、作成し、統一感を持たせたものとする

- 県内はもとより県外や海外に向けて、「三重の伝統工芸品」の魅力が伝わるもの
- 長い歴史の中で育まれてきた匠の技が伝わるもの
- これまで「三重の伝統工芸品」に馴染みのなかった人の興味を惹くもの
- すでに「三重の伝統工芸品」に馴染みのある人にも親しみが湧くもの

(1) パンフレットの作成

①部数 4,000部

②規格

(サイズ) B5 (横 182 mm×縦 257 mm) 以下、24ページ程度を基本とし、より魅力が伝わるような制作物とするため、企画提案を行うこと

※折り方、綴じ方は指定なし

(紙質) 四六判 70.0kg 以上

(印刷) 両面印刷、全ページフルカラー、色数指定なし

(標記) 原則、日本語、英語を併記すること

③主な構成内容

内容	詳細・備考
表紙(タイトル、キャッチコピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル及びキャッチコピー ・必要に応じて写真やイラスト等を用い、三重の伝統工芸品の魅力が感じられ、直感的かつ視覚的に三重の伝統工芸品のパンフレットだと分かるデザインとすること ・タイトル及びキャッチコピーはコンセプトに沿った簡潔なものにすること
三重の伝統産業	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県ホームページ等を参考に、本県の特徴及び伝統産業の歴史や魅力を分かりやすく伝えること
国指定伝統的工芸品等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品の認定要件等の説明及び本県の指定品目数（5品目）の紹介 ・一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会伝統マークを入れること（※マーク使用に係る申請等は原則受託者において行うものとする）
県指定伝統工芸品等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の指定する伝統工芸品の認定要件等の説明及び本県の指定品目数（最大33品目※前後する可能性あり）の紹介 ・三重県指定伝統工芸品マークを入れること（※データはPDF、AI、JPEG、EPSの形式で県から提供）
製造地マップ(工芸品一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行パンフレットを参考に、産地を示す地図を作成し、国指定伝統的工芸品、県指定伝統工芸品がどこで製造されているのか、一目で見て分かるように示すこと
国指定伝統的工芸品紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページあたり1品目とし、以下に示す内容を含め、国指定伝統的工芸品について分かりやすく伝えること ※要取材 ・その他、記載すべき項目等があれば提案すること <p>【写真】 製品2～3枚程度、製造風景や製造工程2～3枚程度 ※受託者にて新規撮影を行い準備すること（各工芸品につき、1～2か所での撮影を想定） ※匠の技が伝わるような写真を使うこと</p> <p>【説明文】 県ホームページ、事業者ホームページ、取材等を参考に説明記事を作成（1品目150字から200字程度）。歴史だけでなく、作り方や活用方法等も記載し、平易で読みやすい説明文とすること</p> <p>【関連施設、問い合わせ先】</p>

	名称、住所、電話番号、ホームページの二次元コード等 (※別途県が指定)
県指定伝統 工芸品	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ページあたり 2～3 品目とし、以下に示す内容を含め、分かりやすく伝えること ・その他、記載すべき項目等があれば提案すること <p>【写真】 1～2 枚程度 (必ず製品写真を含めることとし、加えて製造風景や製造工程写真があれば望ましい) ※原則、受託事業者にて準備を行い、県と協議のうえ決定すること。なお、三重県の現行パンフレットに掲載しているものに限り、三重県からのデータ提供も可能。 ※全体レイアウトと併せて写真背景等の加工を行うこと</p> <p>【説明文】 県ホームページ、事業者ホームページ等を参考に説明記事を作成 (1 品目 80 字から 130 字程度)。歴史だけでなく、作り方や活用方法等も記載し、平易で読みやすい説明文とすること</p> <p>【問い合わせ先】 別途県が指定</p>
裏表紙	・発行者情報、三重県ホームページリンク等

④取材

- ・取材や撮影先については、県と協議の上決定することとし、事業者等との日程調整、取材に係る移動車両の手配、備品等の準備は受託者において行うものとする。

(2) ポスターの作成

①部数 計 100 部 (※日本語、英語別で作る場合には各 50 部ずつとする)

②規格

(サイズ) B 2 サイズ 縦型

(紙 質) コート紙 四六判 110.0 kg以上

(印 刷) 全ページフルカラー、色数指定なし

③内容

- ・取材にて撮影した写真、県が提供する写真、イラスト等を用いて、「三重の伝統工芸品」を表すポスターを作成すること。
- ・日本語英語併記で作成、又は日本語版、英語版を分けて作成 (デザインは同一で可) すること。
- ・ポスターには、タイトル、キャッチコピー、問い合わせ先 (別途県が指定) 及びパンフレットの電子データの二次元コードを含めること。

- ・パンフレットのデザインに基づくか否かは問わない。

(3) PR用カードの作成

①部数 4,000部

②規格

(サイズ) 名刺カード4号 (55mm×91mm) ※縦型、横型は問わない

(紙質) マットコート紙 四六判 135.0kg以上

(印刷) 全ページフルカラー、色数指定なし

③内容

- ・取材にて撮影した写真、県が提供する写真、イラスト等を用いて、大型イベント等で配布を行うためのPR用カードを作成すること。
- ・カードには、タイトル、キャッチコピー、問い合わせ先(別途県が指定)及びパンフレットの電子データの二次元コードを含めること。
- ・両面刷りとし、片面に日本語、片面に英語表記で作成(デザインは同一で可)すること。
- ・PR用カードを手にとった方が、三重の伝統工芸品に興味を持ち、二次元コードからパンフレットの電子データにアクセスしていただけるようなデザインとすること。

(4) パンフレット等作成物の電子データ化

パンフレット、ポスター及びPR用カードの電子データ化を行うこと

6 成果品

(1) 冊子等

①パンフレット 4,000部

②ポスター 100部

③PR用カード 4,000部

(2) 電子データ (DVD等の電子媒体に収録して提出)

①各印刷物の電子データ

※AIファイル等(編集可能なファイル形式)、PDFファイル

及びウェブ掲載用データ(PDFファイルの圧縮版)を納品すること

②制作物に使用した写真・イラスト等データ一式

③受託者にて撮影を行った写真(各取材先につき原則10カット以上)

※権利関係を明記したファイルを添付すること

(3) その他県が指示するもの

7 納入期限・場所

【納入期限】

- (1) 令和7年7月25日(金)まで
- (2) (3) 令和7年8月29日(金)まで

【納入場所】

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

8 作成上の留意事項

- (1) 県による校正の機会を2回以上設けること
- (2) 英語翻訳については、受託者にてネイティブによる翻訳又はチェックを実施すること
- (3) 印刷の規格や構成・内容等は上記を基本とし、より魅力が伝わるような制作物とするため、企画提案をもとに県と協議の上、決定し作成すること
- (4) 構成や文章、図柄の表現等においては、人権やユニバーサルデザインに配慮して作成すること
- (5) 企画提案コンペの選定委員会において最優秀提案を決定するが、その際、条件を付与したうえで選定する場合がある。(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)
- (6) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこととする。
(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

【参考】

- ・「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」三重県ホームページ
<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>
- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.htm>

9 撮影にあたっての留意事項等

- (1) 使用する写真やイラスト等は、肖像権を侵害しないものに限る。
- (2) 新規撮影を行う場合、被写体に対して「撮影行為」及び「県及び県が認めた者が各種広報活動等で写真を活用する可能性があること」について、受託者の責任で同意を得ること。

10 著作権等の帰属

- (1) この業務における成果品（印刷物や版下、各種写真やイラスト等の電子データ）の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (2) 成果品（印刷物や版下、各種写真やイラスト等の電子データ）のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、三重県が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (3) (2) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうへ、三重県に譲渡するものとする。
- (4) 成果品のうち、(2) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県及び三重県が使用を許可する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (5) 成果品のうち、(2) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が使用を許可する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (6) 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (7) 受託者は、(2) に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (8) 受託者は、(3) に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (9) (7) (8) の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (10) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (11) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、または改変する場合は、書面により発注者に届けるものとする。

11 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要な

なものに限る。

12 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告すること。

連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

(1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 三重県人事委員会事務局に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

17 事業実施に係る留意事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と十分な打合せを行うこと。
- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。
- (6) 不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受託者が協議のうえ、委託料を減額する場合がある。